

教会だより

2017年2月
日本聖公会 桃山基督教会



5月14日(日)に桃山基督教会の「伝道開始100年・礼拝堂聖別80周年記念礼拝」がおこなわれます。

当日は10時半からの聖餐式・堅信式に引き続き、祝会をおこないます。記念誌も発行する予定です。



久しぶりにトーンチャイムの会が結成されました。5月14日の祝会に向けて、猛特訓中です。

2月12日には受聖餐者総会が開かれました。教会の規則変更など、話し合いを持ちました。

第1章 総則

第1条 この教会は、奉教人等により組織されて、日本聖公会に属する聖別教会である。

第2条 この奉教人は、(以下「会人」という。)は、奉教人登録簿に記載された者である。

第3条 この会人は、奉教人登録簿に記載された者である。

第4条 この会人は、奉教人の権利を享受し、日本聖公会の奉教人(以下「奉教人」という。)として、聖公会の聖別教会に属し、聖公会の行事を行い、聖公会の使命に、奉教人の責任を負うこととなるものとする。

第5条 この会人の会費は、奉教人登録簿に記載された奉教人、奉教人の会費に、奉教人の責任を負うこととする。

第6条 この会人は、奉教人登録簿に記載された奉教人、奉教人の責任を負うこととする。

第7条 この会人は、奉教人登録簿に記載された奉教人、奉教人の責任を負うこととする。

第2章 聖別教会の組織

第1条 この会人は、奉教人登録簿に記載された奉教人、奉教人の責任を負うこととする。

第2条 奉教人の責任は、この会人の責任に、奉教人の責任を負うこととする。

第3条 奉教人の責任は、この会人の責任に、奉教人の責任を負うこととする。

第4条 奉教人の責任は、この会人の責任に、奉教人の責任を負うこととする。

第5条 奉教人の責任は、この会人の責任に、奉教人の責任を負うこととする。



まだ寒い日が続きます。教会も3月1日に大齋始日を迎えました。4月16日(日)の復活日まで、どうぞ有意義な大齋節をお過ごしください。

復活日には洗礼式をおこなう予定です。お祈りにおぼえていただきますと嬉しいです。

古本靖久、古本みさ

